－今号の目次－

◆ 子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ【第18版】」が公表される（内閣府） 1

◆ 布製マスクの配布希望の申出について（厚生労働省・内閣府等） 3

◆ 「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」の動画公開、「社会福祉法人　経理事務マニュアル」「小規模社会福祉法人向け経理規程例（解説付き）」の公表（厚生労働省） 4

◆ 令和3年度からの著作権の考え方について

（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会・文化庁） 6

◆ 令和元年社会福祉施設等調査の概況を公表（厚生労働省） 7

**◆子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ【第18版】」が公表される（内閣府）**

令和2年12月21日、内閣府は標記「自治体向けFAQ」を改定し、ホームページに公表しました。

新規問のうち、一部を下記に抜粋して掲載します。その他の新規問、修正問、削除問については、内閣府ホームページをご参照ください。

|  |
| --- |
| 「自治体向けFAQ【第18版】」の新規問から全保協事務局抜粋  No.414　調理員の配置  問  保育所や家庭的保育事業等において求められている調理員の配置については、短時間勤務の調理員で対応することも可能ですか。  答  可能です。児童福祉施設や家庭的保育事業等の設備運営基準においては、「調理員を置かなければならない」と定めており、調理員の具体的な勤務形態等については特段の定めはありません。  ただし、短時間勤務の調理員を配置する場合においても、保育所保育指針第3章2（「食育の推進」）の内容に十分配慮し、適切な食育の推進の取組がなされるべきことに留意する必要があります。さらに、短時間勤務の調理員を配置したことに伴い、当該保育所等の利用乳幼児に提供される食事の質が低下することがないよう、食事の質の担保を確実に行っていただく必要があります。  また、公定価格上の職員配置に関する取扱いとしても、保育所（利用定員151人以上の施設の3人目の非常勤職員は除く）及び認定こども園の調理員（保育認定子どもに係る利用定員151人以上の施設の3人目の非常勤職員は除く）については、短時間勤務の調理員で対応することは可能です。  No.424　土曜日の共同保育  問  　土曜日の共同保育は、どのような施設・事業所において行うことができるのか。  答  　土曜日に共同保育を実施可能な施設類型については、認可保育所同士での実施のみならず、認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）、企業主導型保育事業所と共同で実施することも可能です。  なお、土曜日に共同保育を実施するに当たり、その具体的な実施方法は、共同保育を行う相手施設・事業所の位置・数や定員等の規模、勤務する保育人材等の数、児童の利用意向、保護者同意等のさまざまな事情に応じて個別に検討されるものではありますが、適切な運用のために留意すべきこととしては以下の点が挙げられます。  ①共同保育を実施する事業者間で、実施体制や安全対策、費用負担等について十分協議し、合意すること。その際には、各事業者の役割分担及び責任の所在を明確にするとともに、相手方の利用子どもを受け入れる側の施設・事業所において、本来業務に支障が生じない体制が確保されていることを確認すること。  ②共同保育を実施する事業者において、施設又は事業の運営についての重要事項に関する規程に、共同保育の実施に関する事項を記載した上で、保護者に対して十分な説明を行い、同意を得ること。  上記に示したような、共同保育の具体的な方法の検討や調整は、共同保育実施施設・事業所同士で直接調整するという方法だけでなく、例えば地方版子ども・子育て会議等といった関係者が集まり議論する場で考え方や方法を検討するという方法も考えられます。それぞれの実情に応じ、効果的な方法で実施していただければと思います。  No.425　土曜日の共同保育  問  　土曜日の共同保育を認可保育所等と企業主導型事業所とで実施する場合に、公定価格や企業主導型保育事業の補助金の取扱いはどうなりますか。  答  　土曜日の共同保育を実施する場合、上記の回答のとおり、施設間において受け入れる児童に係る費用の負担について協議・合意することが原則となりますが、公定価格や企業主導型保育事業所の補助金に取扱いについては、以下のとおりとなります。  【公定価格や企業主導型保育事業所の補助金の取扱い】  〈公定価格〉  公定価格については、企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、認可保育所等の公定価格の算定上、土曜日の減額調整は行われません。  〈企業主導型保育〉  企業主導型保育事業所については、認可保育所等と異なり  ①施設の週の開所日を事業者が決定できること（月～金曜日の週5日の開所とすることも可能。この場合、補助金の算定上、週5日の単価（週6日の単価より低額の単価）が適用される。）  ②施設の利用児童を事業者が決定できること  から、土曜日の共同保育の実施を想定していません。  企業主導型保育事業所において、土曜日の共同保育を実施し、認可保育所等に利用児童を預けることは不可ではありませんが、この場合は、施設において土曜日に保育の提供が行われていないことから、原則どおり、週5日の単価により補助金の算定が行われることとなります。 |

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

「自治体向けFAQ（よくある質問）（第18版）」（令和2年12月21日）

**◆布製マスクの配布希望の申出について（厚生労働省・内閣府等）**

令和2年12月3日、厚生労働省・内閣府等は各都道府県に対して事務連絡を発出し、布製マスクの配布を希望する施設に対し、改めて配布することとしています。

令和2年3月中旬以降に配布が行われていますが、さらに配布希望のある場合には、下記のURLから手続き方法をご確認いただき、申し出てください。

事務連絡の全文については、別添の資料1をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html>

**◆「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修」の動画公開、「社会福祉法人　経理事務マニュアル」「小規模社会福祉法人向け経理規程例（解説付き）」の公表（厚生労働省）**

令和2年11月30日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、厚生労働省ホームページに、「E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計」を公表し、規模の小さな社会福祉法人を対象に、財務会計に関する理解を深めていただくため、下記の内容を公表しました。

無料にて公開されていますので、各施設の財務担当役員、会計担当者等に周知いただき、ご活用ください。

■厚生労働省「E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計」

<https://syakaifukushi-kaikei.mhlw.go.jp/accounting_training/>

|  |
| --- |
| 厚生労働省ホームページ「E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計」  研修動画一覧  第一部　社会福祉法人の組織運営について  第二部　社会福祉法人の財務会計について  第三部　小規模法人の財務会計の事務処理体制について  Part1　経理事務の基本と日常の経理事務について  イントロダクション／第3部の構成について  マニュアル第1章「経理事務の概要」の解説  マニュアル第2章「経理事務スケジュール」の解説  マニュアル第3章「予算事務」の解説  マニュアル第4章「収納事務」の解説  マニュアル第5章「支払事務」の解説  マニュアル第6章「現金管理」の解説  Part2　資産・負債の管理、決算について  マニュアル第8章「資産・負債管理」の解説  マニュアル第9章「決算」の解説  Part3　人件費／契約／小規模社会福祉法人向け経理規程例の補足  マニュアル第7章「人件費の支払事務」の解説  マニュアル第10章「契約」の解説  「小規模社会福祉法人向け経理規程例」の補足説明／おわりに  資料ダウンロード  社会福祉法人　経理事務マニュアル（PDFファイル）  小規模社会福祉法人向け経理規程例（PDFファイル） |

|  |
| --- |
|  |

**◆令和3年度からの著作権の考え方について（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会・文化庁）**

令和2年12月18日、文化庁は授業目的公衆送信補償金を認可しました。

保育所・幼保連携型認定こども園等において、対面授業（例えば、日々の保育等）において、著作権のあるものを複製することは、無許諾かつ無償であり、これまでの考え方から変更はありません。

一方で、遠隔授業（例えば、インターネットで保護者に限定した保育や行事の公開等）については、著作権者ごとに許諾と使用料の支払いが必要です。これは、令和2年度においては、コロナ禍において無償とされていましたが、令和3年度から使用料に代わり「文化庁が認可する適正な額の補償金」を支払うことで、都度の許諾が不要となります。

申請方法等の詳細は、下記の一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページをご参照のうえ、各法人においてご対応ください。（申請は法人ごととされています。）

|  |  |
| --- | --- |
| インターネット等を活用した保育実践が進む中で、著作権に適切にご対応いただくことが必要です。  「改正著作権法第35条運用指針」において、補償金の支払いが必要な例が下記のように示されています。   |  | | --- | | 「改正著作権法第35条運用指針」21ページ～全保協事務局抜粋  <https://forum.sartras.or.jp/info/005/>  B）許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例  ＜リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3＞  ※3 リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。  8．幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みきかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。  9．児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。  10．ＤＶＤに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。  11．在宅の幼児に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する。  C）著作権者の許諾が必要だと考えられる例  （⇒全保協事務局注：本申請をしても許諾の不要とはならず、使用する都度の許諾を得る必要がある例）  5． 絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロードし、幼児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。  9．学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。 |   補償金の金額は、保育所・幼保連携型認定こども園「60円」（利用児童1人につき）とされています。  令和3年度に、インターネット経由の保育に関する取り組みを予定されている施設は、下記ホームページをご参照いただき、ご対応をお願いいたします。  下記ホームページから申請することができます。  また、著作権の考え方等がQ&Aなどで詳細に解説されていますので、ご確認ください。  一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS  <https://sartras.or.jp/> |

**◆令和元年社会福祉施設等調査の概況を公表**

**（厚生労働省）**

令和2年12月23日、厚生労働省は標記調査結果を公表し、令和元年10月現在の施設数等を公表しました。

保育所等は28,737施設で前年に比べ786施設、2.8％増加している。保育所等の定員は2,787,946人、在所者数は2,586,393人、保育所等の「保育士」は380,094人、「保育教諭」は101,292人（うち保育士資格保有者は93,322人）となっています。

詳細は、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。各都道府県別の統計表は政府統計の総合窓口e-Statホームページに掲載されており、厚生労働省ホームページからのリンクでご確認いただけます。

■厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 社会福祉施設等調査 > 結果の概要 > 令和元年社会福祉施設等調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/19/index.html>